

教育委員会 教育総務課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 教育委員会 教育総務課

対象年度 令和4年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和5年11月15日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会教育総務課の主な業務内容及び職員数（令和5年9月1日現在）は、次のとおりである。

【教育総務課】

教育委員会 職員4人	(1) 委員会の会議に関すること。
	(2) 委員会における主要事業の企画調査に関すること。
教育総務課 職員1人	(3) 委員会の所管に係る予算及び事務の調整に関すること。
	(4) 職員（教職員を除く。）の人事に関すること。
総務グループ 職員5人 会計年度任用1人	(5) 職員（法第37条に規定する県費負担教職員を除く。）の給与及び福利厚生に関すること。
	(6) 職員（教職員を除く。）の服務及び研修に関すること。
政策グループ 職員5人 任期付職員1人 会計年度任用1人	(7) 委員会の所管に属する会計年度任用職員に関すること。
	(8) 委員会の所管に属する職員の服務及び研修に関すること。
	(9) 規則及び諸規程の制定改廃に関すること。
	(10) 議会の議決を経るべき議案に関すること。
	(11) 文書事務及び公印管守に関すること。

(12) 補助執行に関すること。
(13) 通学区域の設定及び変更に関すること。
(14) 学校運営の指導助言に関すること。
(15) 委員会の広報、統計に関すること。
(16) 教育行政に関する相談に関すること。
(17) 四日市市奨学会に関すること。
(18) 小菅科学教育振興基金に関すること。
(19) 社会教育の連絡に関すること。
(20) 学校施設開放に関すること。
(21) 委員会及び課の庶務に関すること。
(22) 他の課等の主管に属しない事項に関すること。

(職員 15 人、任期付職員 1 人、会計年度任用職員 2 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 事務の継承に係るリスク
- (4) 教育委員会内の内部統制が適切になされないリスク
- (5) 教育委員会内の条例、規則等の制定改廃における法的審査にかかるリスク

2 3 E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、主要な事務事業、契約事務、財産管理、基金、情報管理において点数が高く、全体的にリスクは平均的な評価となった。事前調査の結果、現金等の

管理、支出事務、文書管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	内部統制を業務に組み入れ、遂行しているか。	内部統制事務が適切に行われないリスク	4 / 6	
現金等管理	現金や金券(切手・収入印紙・駐車券等)の取扱いがあるか。	現金・金券の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	1 / 4	○
支出事務	歳出予算の執行を行っているか。	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	1 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか。	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	公有財産(土地・建物・工作物)を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか。	多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか。	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか。	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 6	

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 年間360時間を超える時間外勤務を行った職員は見られず、課全体の時間外勤務の平均時間も18.3時間と比較的低い水準となっていた。

日常の業務量の多少やグループ・担当ごとの業務量の偏りについて注視し、グループ制の利点を活かして、総務グループと政策グループとの連携により事務の効率化を図り、特定職員に業務が偏らないよう努めている。引き続き、職員のワーク・ライフ・バランスを充実させるため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組む必要がある。

* 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

（3）事務の継承に係るリスク

- ◆政策グループで、勤続年数が短い職員が多いが、事務の継承は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 行政職員は勤続年数が短い職員が多いものの、複数の所属を経験した中堅職員が配置されている。また、教員と行政職員で構成されていることから、それぞれの知見を十分に活かすべく、頻繁にグループ内ミーティングを行うほか、適宜総務グループとも連携して事務執行に支障が生じないよう努めている。

（4）教育委員会内の内部統制が適切になされないリスク

- ◆教育委員会内で、教育総務課は、服務、研修、会計・文書事務など、適切な内部統制を行っているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 教育委員会は教職員の出向も多く、学校とは事務の進め方が異なり、戸惑うことも多い。基本的な事項、起案・決裁の方法、パソコンでのシステムを使ったスケジュール確認・予定の入力方法などについて、必要に応じて適宜資料を作成し、会議で説明して共有を図るなど、内部統制に努めている。しかし、教育委員会内の各所属において、共通事務の事務処理誤りが散見された。

意見

教育委員会内の各所属で、事務執行における内部チェック・牽制体制が十分に機能するよう、教育委員会の主管課として、内部統制の徹底を図ること。

（5）教育委員会内の条例、規則等の制定改廃における法的審査にかかるリスク

- ◆教育総務課は、教育委員会における条例、規則等の制定改廃の法的審査を担っているが、適切な審査が行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 教育委員会の各課が所管する条例、規則等の制定改廃は、教育長決裁の後、教育委員会会議に諮っている。現在、法務業務経験のある職員を中心に審査に当たり、必要に応じて総務部とも調整を行っている。

意見

今後、教育委員会内の各課が所管する条例、規則等の制定改廃において、個々の案件が生じた際には、市長部局とも協議を深め、制度の実効性を高めること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

四日市市奨学会への奨学金返還金について【有効性の視点】

令和4年度の四日市市奨学会への奨学金返還金は、返還予定額 44,986千円（現年度分18,015千円、過年度分26,971千円）に対して、累積滞納額 27,761千円 収納率38.3%という状況であり、中には昭和時代の滞納分もある。

令和4年度から四日市市奨学金条例に基づく新たな奨学金制度もできたことから、四日市市奨学会が貸与した奨学金の滞納も含め、統一した債権管理の考え方を整理すること。整理に当たっては、市の債権管理推進本部や、私債権について法的措置も行っている市営住宅課とも情報交換を行い、適切な債権管理を行う体制づくりを行うとともに、公平性に配慮した教育支援のあり方についても再検討すること。

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。

② 四日市市奨学金について【合規性の視点・有効性の視点】

ア 令和4年度から開始された制度である「四日市市奨学金」は、市が対象者に金額の2分の1を給付し、2分の1を貸与するものであるが、支出科目（節）は全額「負担金補助及び交付金」としている。貸与する部分については、支出科目（節）を「貸付金」とし、市の財産としての債権の金額を明確化できるようにすること。

イ 事務分掌の中に、「四日市市奨学会に関すること」は記載があるが、「四日市市奨学金」に関する記載がない。奨学金に関することは教育総務課の主要な事業であるので、事務分掌の見直しを図ること。

③ 小菅科学教育振興基金について【有効性の視点】

海外留学する学生を対象に、当基金を財源として補助金を支出しているが、令和4年度は対象者がなかった。周知を強化し、基金の有効活用を図ること。

④ 学校規模適正化について【有効性の視点】

学校規模適正化については、教育環境の均質化を図り、地域間格差を解消するという視点で政策展開を図ること。

教育委員会 教育施設課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 教育委員会 教育施設課

対象年度 令和4年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和5年11月14日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会教育施設課の主な業務内容及び職員数（令和5年9月1日現在）は、次のとおりである。

【教育施設課】

教育施設課 職員1人 管理係 職員5人 会計年度任用1人	(1) 教育財産の取得及び管理に関すること。
	(2) 教育財産の賃借に関すること。
	(3) 学校施設の国の負担に関すること。
	(4) 課の庶務に関すること。
施設係 職員8人 会計年度任用1人	(1) 教育施設の調査、計画に関すること。
	(2) 教育施設、設備の整備及び補修に関すること。

(職員14人、会計年度任用職員2人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

(1) リスク評価チェックリストの検証

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

(3) 原課契約工事の執行に係るリスク

(4) 財産の適正管理におけるリスク

(5) 大規模改修工事により学校運営に支障がでるリスク

(6) 学校施設の外壁落下による児童・生徒への安全確保ができないリスク

2 3 E (経済性、効率性、有効性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、契約事務、財産管理、情報管理、組織・人員等において点数が高く、全体的にリスクは平均的な評価となった。事前調査の結果、支出事務、人事管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
支出事務	歳出予算の執行を行っているか。	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	6 / 6	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	4 / 4	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
財産管理	公有財産を所管しているか。	土地、建物、工作物が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
基金	基金を所管しているか。	設置目的に合致した活用がなされないリスク 適切な運用又は運用益の処理がなされないリスク	4 / 4	

情報管理	個人情報を扱っているか。	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 6	
組織・人員	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	4 / 6	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員 11 人のうち、5 人が年間 360 時間を超える時間外勤務(*1)を行っていた。

*1 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 360 時間以内と規定されている。

意見

時間外勤務が年間 360 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、タブレット端末導入の検討や AI 技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

(3) 原課契約工事の執行に係るリスク

- ◆教育施設の修繕工事や維持管理業務においては、年間で 700 件以上の契約が行われているが、事業者の選定、契約金額の決定及び履行の検査確認は適切に行われているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- 原課契約工事を行う際には、原課契約工事事務取扱要領に基づき、事業者の選定、契約金額の決定及び履行の検査確認を行っている。なお、検査確認については、抽出して現場確認を行っている。また、工事施工中には担当者が随時現場の確認も行っている。

(4) 財産の適正管理におけるリスク

- ◆教育施設課においては全小中学校という多くの公有財産を所管しているが、管理は適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

△ 毎年、各小中学校で公有財産の実査を行い、教育施設課に報告をしている。さらにそのうち15校は毎年小中学校定期監査の対象となるため、監査調書の作成を通じ当課と学校双方で改めて精査に努めている。また、教育施設課においては、毎年3校を抽出し、実査を行っている。

施設の工事を行った際には、財産管理担当職員が財産の取得処分の必要なものを確認することで、公有財産台帳や統合型GISの更新が漏れないような体制としている。

併せて、公有財産の管理に統合型GISを利用して電子化したことで当課と学校双方が写真や図面上での確認が容易となり、管理業務の改善を行うことができています。

意見

小中学校施設は、四日市市が保有する公有財産施設の約4割を占めているため、今後も継続して適切な財産管理を行うこと。

(5) 大規模改修工事により学校運営に支障が出るリスク

- ◆小中学校施設の長寿命化を図るために大規模改修工事を行っているが、工事を行うことで学校運営に支障が出ていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 工事の施工は基本的に夏休み等の長期休暇期間中に行うよう、計画を立てている。一部、学期中に工事の施工を行う場合もあるが、その際には屋上や外壁など学校運営に支障のない場所としており、学校と調整することで学校運営に支障が出ないようにしている。

(6) 学校施設の外壁落下による児童・生徒への安全確保ができないリスク

- ◆学校施設の外壁落下の発生により児童・生徒に被害が出ないように、安全確保ができていますか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 月に一度、全小中学校において校内点検を行っている。また、3年ごとに外壁の目視点検を委託し、10年に一度赤外線透視による外壁点検を実施している。併せて概ね20年に一度、外壁改修工事を行うことで、外壁落下の発生により児童・生徒に被害が出ないように管理を行っている。

なお、外壁落下が起こった際には、落下周辺箇所付近を立入禁止とし、緊急工事にて修繕を行うこととしている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。

② 行政財産の目的外使用許可の手続きについて【合規性の視点】

教育施設課においては、全小中学校を所管しているため、目的外使用許可件数が多い。許可を行うにあたり、使用料の減免等の判断に必要な内容を、決裁に記入又は書類を添付することで、使用料の減免等に該当しているかを明確にすること。

③ 滞納金の債権管理について【有効性の視点】

平成16年度に発生した学校火災に係る解決金については、現在も滞納金がある状態である。滞納者と連絡を取ることにはできているが、令和3年度以降納付には至っていない。定期的な納付に向けて、収納推進課との連携や納付方法の見直し等、納付に至るよう適切な債権管理を行いながら、粘り強く進めていくこと。

④ 樹木の管理について【住民福祉の向上の視点】

各学校における樹木の管理については、各学校からの要望によるところだけではなく、教育施設課からも各学校へ樹木等の確認を行いながら、倒木等による事故が起こらないよう管理を行うこと。

⑤ 体育館へのエアコンの導入について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

気温の高い時期が長くなり、熱中症の危険性が高くなっている。学校体育館は避難所にも指定されていることから、エアコンの導入については、継続して検討を行うこと。

⑥ 児童・生徒アンケートにおける満足度評価の目標値について【有効性の視点】

児童と生徒で回答に差があるのであれば、目標値の算出についてはそれぞれの回答による平均値を使用するなど、児童と生徒で分けて目標を設定することも検討すること。

⑦ 学校敷地内の石碑の管理について【効率性の視点】

各学校敷地内にある石碑については、当課、各学校、他部署又は地域団体等のどこが管理を行うのかを整理すること。

⑧ PFI事業について【効率性の視点】

PFI事業により、小学校1校、中学校3校の学校施設管理を委託している。実施事業の総括を行い、経済性や効果性等について、今後のPFI事業に活かせるよう検討すること。

教育委員会 図書館

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 教育委員会 図書館
 - 対象年度 令和4年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市立図書館 視聴覚ホール
 - 監査期間 令和5年11月10日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会図書館の主な業務内容及び職員数（令和5年9月1日現在）は、次のとおりである。

【図書館】

図書館 職員1人 管理係 職員4人 任期付職員1人 会計年度任用5人	(1) 文書の收受、発送及び保存並びに公印の管守に関する事
	(2) 図書館運営の企画調整に関する事
	(3) 施設及び設備の維持管理に関する事
	(4) 図書管理システムの管理運営に関する事
	(5) 図書館資料(以下「資料」という。)の収集計画及び統計に関する事
	(6) 資料の収集及び整備に関する事
	(7) 図書館協議会に関する事
	(8) 広報に関する事
	(9) 展示に関する事
	(10) 図書館の庶務に関する事
	(11) 他の係の主管に属しない事項に関する事
奉仕係 職員4人	(1) 資料の利用に関する事
	(2) 自動車文庫に関する事

会計年度任用32人	(3) 相談事務に関する事。
	(4) 資料の複写に関する事。
	(5) 利用者の秩序維持に関する事。
	(6) 資料の選択、整理及び保管に関する事。
	(7) 講座及び行事に関する事。
	(8) ボランティア団体に関する事。
	(9) 利用統計に関する事。
	(10) その他図書館奉仕に関する事。

(職員9人、任期付職員1人、会計年度任用職員37人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 現金管理におけるリスク
- (4) トラブル・災害時におけるリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、情報管理、組織・人員等において点数が高く、全体的にリスクは高い評価となった。事前調査の結果、支出事務、契約事務等において一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目	想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 8 ※	

現金等管理	現金や金券の取扱いがあるか	現金・金券の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 8 ※	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	12 / 12 ※	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 8 ※	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	8 / 12 ※	
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	8 / 8 ※	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	8 / 8 ※	
	プロポーザルによる委託を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	8 / 8 ※	
財産管理	公有財産を所管しているか	土地、建物、工作物が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 6	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	

※：出先機関であることによる加算あり

(評点／リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 年間360時間を超える時間外勤務を行った職員はいなかった。課全体の時間外勤務の平均時間も13.4時間と比較的低い水準となっていた。

引き続き、職員のワーク・ライフ・バランスを充実させるため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組む必要がある。

（3）現金管理におけるリスク

- ◆コピー機の複写代金の受け取りなど現金を取り扱うことが随時あり、その中で現金事故が発生する可能性はないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 現金出納簿を確実に記入し、事務所内の金庫に保管している。収納金については、翌営業日午前中に、できる限り速やかに金融機関に入金するようにしている。

（4）トラブル・災害時におけるリスク

- ◆災害や館内トラブルが発生した時には、職員は早急な対応ができるのか。日頃からリスクマネジメントに取り組んでいるか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- リスク管理に関連する資料を回覧し、情報共有している。また、地震、火事等発災に備え、年1回防災訓練を行っている。人的トラブルに対しては、防犯カメラのモニターを事務室の見やすい位置に置いてすぐに確認できるようにしている。図書・蔵書への乗損や見通しの効きにくい箇所等については、定期的に職員が館内を巡視して事故事件等の未然防止を図っている。利用者の病気・事故への対応としては、応急手当や救急車による搬送等が必要となった場合、円滑に実施できている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。

② 負担金の支出について【有効性の視点】

負担金として、三重県図書館協会及び日本図書館協会に会費を支払っている。基本額及び会員人数割の額、または図書館規模に応じた額などのルールで金額が決定されていることから減額は困難と結論付けているが、各協会の決算書からは、残高が多くあることがわかる。会費の減額について、提案を試みることに。

③ 職員間の情報共有について【有効性の視点】

土日開庁の交替勤務職場であり、職員全員が揃う機会が限られていることから、情報共有の仕方に工夫が必要となる。職員が揃いやすい朝礼時や休館日である第四火曜日を活用して、積極的な情報共有を意識して行うこと。

④ 資料収集と蔵書構成について【住民福祉の向上の視点】

資料収集と蔵書構成にかかる市の方針は、「公共図書館の社会的役割と利用者各層の学習要求を十分認識し、『図書館の自由に関する宣言』*を順守し、幅広く資料を収集する」ことであり、利用者のニーズを反映させつつ、電子図書館の導入等社会情勢の変遷に対応することが求められる。一方で、電子図書館と従来の図書館との役割分担や相互の関係性などについて最適な状態の実現を目指し、公共図書館としての意義を十分に果たせるような蔵書構築に、今後も引き続き取り組むこと。

* 1979年5月30日（社）日本図書館協議会総会決議

⑤ 蔵書管理のシステム化による事務の効率化について【効率性の視点】

蔵書管理システムは市内複数館を対象とし、5年に1度更新することとなっている。新図書館への移行も視野に入れながら、蔵書の整理や管理の効率化に向け、費用対効果の高い方法を選択すること。

⑥ 係名や事務分掌について【有効性の視点】

奉仕係という名称は、図書館法にある「図書館奉仕」という言葉が元になっているようであるが、いかにも前時代的ではある。新図書館となるのを契機として、係名や事務分掌の見直し等を検討すること。

⑦ 電子図書館について【有効性の視点】

学校で配布されているタブレット端末で電子図書を利用できるようにするなど、学校と連携し、児童・生徒たちが電子図書館を利用しやすいようにしているとのことである。引き続き、双方連携の上、児童・生徒の利用促進に取り組むこと。

⑧ 作品展のPRについて【有効性の視点】

市内で活動している作家の作品展などを図書館2階展示コーナーで開催しているが、貴重な機会を十分生かせていないという印象を受ける。市民へのPRを強化する方策を再検討すること。

⑨ 新図書館のあり方について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

ア 新図書館に対しては、市民・利用者の期待も大きい。ワークショップ等を通じて引き続き意見を取り入れ、反映に努めること。

イ 新図書館は現在よりも大規模な図書館となる。魅力的な環境を備えている他都市の例も参考にしつつ、新図書館の運営形態に見合った人員が確保できるよう最大限努めること。

教育委員会 博物館

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 教育委員会 博物館

対象年度 令和4年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市立博物館 第一会議室

監査期間 令和5年11月15日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会博物館の主な業務内容及び職員数（令和5年9月1日現在）は、次のとおりである。

【博物館】

博物館 職員1人 会計年度任用1人 管理係 職員3人 会計年度任用5人	(1) 博物館事業の調整及び運営に関すること。
	(2) 調査、統計及び報告に関すること。
	(3) 博物館協議会に関すること。
	(4) 施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。
	(5) 施設の使用許可に関すること。
	(6) 観覧券の発売及び入館者の受付、案内等に関すること。
	(7) 館の庶務に関すること。
企画普及係 職員3人 会計年度任用5人	(1) 特別展示の企画及び開催に関すること。
	(2) 常設展示及び特別展示の利用者への説明、指導等に関すること。
	(3) 博物館資料の収集、保管、展示、貸出し及び利用に関すること。
	(4) 博物館資料の調査研究及び報告書の刊行頒布等に関すること。

	(5) 講演会、講習会、研究会等の開催に関する事。
	(6) 博物館資料の購入、受贈及び受託に関する事。
	(7) 博物館の広報に関する事。
天文係 職員 2 人 会計年度任用 3 人	(1) プラネタリウムの映写及び天体観測に関する事。
	(2) 天文知識の普及及び啓発に関する事。
	(3) 天文資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する事。
	(4) 移動天文車に関する事。

(職員 9 人、会計年度任用職員 14 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 収蔵品の適正管理に係るリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、主要な事務事業、収入事務、現金等管理、支出事務、契約事務、財産管理、情報管理、組織・人員で点数が高く、全体的にもリスクは高い評価となった。事前調査の結果、現金等の管理、物品・備品管理、契約事務、文書管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか。	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4 / 4 ※	
収入事務	地方税、分担金、使用料、手数料等を徴収する業務を行っているか。	法令等に基づいた金額を徴収していないリスク 減免の制度又は運用が適切でないリスク 収入未済となるリスク 収入未済が適正に処理されないリスク	4 / 12 ※	
現金等管理	現金や金券（切手・収入印紙・駐車券等）の取扱いがあるか。	現金・金券の紛失、数え間違い、処理遅れ、着服等のリスク	4 / 8 ※	○
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	12 / 12 ※	
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか。	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 8 ※	
契約事務	事業者と工事請負などの契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	12 / 12 ※	○
	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	8 / 8 ※	
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	8 / 8 ※	
財産管理	公有財産（土地・建物・工作物）を所管しているか	土地、建物、施設が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか。	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	4 / 6	

組織・人員	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	4 / 6	○
-------	-----------------	--	-------	---

※：出先機関であることによる加算あり

(評点／リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員 7 人に対して、2 人が年間 360 時間を超える時間外勤務(*)を行っていた。

* 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 360 時間以内と規定されている。

意見

時間外勤務が年間 360 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI 技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

(3) 収蔵品の適正管理に係るリスク

- ◆博物館の膨大な数の収蔵品について、適切な財産の掌握が行われているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 寄贈や購入を含めた収蔵品は、システムで体系的に管理しており、また、実査を行い、収蔵品実査検査票に記録を作成している。収蔵品の数は約 3 万 3 千件あり、実査を平成 24 年度から始めているが、令和 4 年度末時点で合計で約 1 万 8 千件の実査を終えたところである。

指摘

膨大な数の収蔵品の実査について、11 年間で行われた実査は全体の半数ほどにとどまっている。一年間における具体的な実査数量や、全体を対象とする実査の完了目標などを明確にした実査計画を作成し、確実に実査を進めること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。

② 四日市公害と環境未来館との連携について【有効性の視点】

令和2年度より四日市公害と環境未来館を含む常設展とプラネタリウム投映を行う「時空街道ツアーex」を実施し、連携を図っている。今後も、両館が密に連携を図り、より魅力のある施設を目指すこと。

③ 調査研究事業について【有効性の視点】

平成18年度を最後に調査研究の発表が途絶していたが、令和3年度から15年ぶりに発表が再開された。令和3年度は「歌川広重保永堂版四日市三重川」、令和4年度は「富田の焼き蛤」、令和3・4年度に「お月見どろぼう調査報告書」の調査研究を行い、結果をホームページに掲載している。職員のモチベーションにもつながり、博物館の活動として重要な調査研究を、今後も継続して行っていくこと。現在、ホームページ上の掲載場所が分かりにくいいため、トップページに表示するなど、市民にも分かりやすいものにする。

④ 人員配置について【有効性の視点】

博物館として調査研究を十分に行うことができるよう、必要な分野の学芸員の確実な確保に努めること。

⑤ プラネタリウムの発信について【有効性の視点】

高精細な映像を投映することができる本市のプラネタリウムの魅力について、発信を強化し、集客増に努めること。

評価

ベビーカーDAYの取り組みについて

乳児・幼児と保護者等のみを入場の対象とする「ベビーカーDAY」を令和4年度に7回設け、多くの参加者があり、評価する。さらに、特別支援を要する子どもにも、気兼ねなく文化に触れたり知的要求に応えることができるよう、同様の取り組みを検討すること。

教育委員会 学校教育課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 教育委員会 学校教育課
 - 対象年度 令和4年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和5年11月13日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会学校教育課の主な業務内容及び職員数（令和5年9月1日現在）は、次のとおりである。

【学校教育課】

学校教育課 職員3人	(1) 市立小学校、中学校の運営管理に関すること。
	(2) 就学に関すること。
学事係 職員5人 会計年度任用1人	(3) 学校運営に係る経費の計画及び運用に関すること。
	(4) 市立小学校、中学校等の就学援助及び特別支援教育就学奨励に関すること。
	(5) 課の庶務に関すること。
教職員係 職員3人 会計年度任用2人	(1) 学校の組織に関すること。
	(2) 教職員の人事に関すること。
	(3) 教職員の免許に関すること。
	(4) 教職員の服務に関すること。

保健給食係 職員 6 人 再任用職員 1 人 会計年度任用 5 人	(1) 学校の保健衛生に関すること。
	(2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
	(3) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
	(4) 学校給食に関すること。
	(5) 学校保健会の育成助言に関すること。
	(6) 学校給食センターに関すること。
学校給食センター 職員 1 人 再任用職員 1 人 会計年度任用 3 人	(1) センターの運営に関すること。
	(2) センターの維持管理に関すること。
	(3) センターの利用に関すること。
	(4) センターの庶務に関すること。
	(5) 前各号に掲げる事項のほか、センターの事業に関すること。

(職員 18 人、再任用職員 2 人、会計年度任用職員 11 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク
- (4) 学校における事務処理等における内部統制上のリスク

2 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、情報管理、組織・人員等において点数が高く、全体的にリスクは高い評価となった。事前調査の結果、支出事務、契約事務等において一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	内部統制を業務に組み入れ、遂行しているか	内部統制事務が適切に行われないリスク	4 / 6	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
	扶助費を支出しているか	扶助費が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	6 / 6	
契約事務	事業者と業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定、委託業務の管理や評価が適切に行われないリスク	2 / 4	○
	単独随意契約の方法により工事請負若しくは修繕又は業務委託の契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4 / 4	
	プロポーザルによる委託を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
財産管理	公有財産を所管しているか	土地、建物、工作物が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
	土地又は建物の貸付けを行っているか	多額の損失発生のリスク 不適正な貸付料となっているリスク 資産が不適正又は目的外に使用されるリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	6 / 6	

組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	時間外勤務を多く行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	6 / 6	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員 16 人のうち、1 人が厚生労働省の定める過労死等労災認定基準(*1)を上回る時間外勤務を行っており、また 8 人が年間 360 時間を超える時間外勤務(*2)を行っていた。

*1 過労死等労災認定基準：発症前 1 か月間に概ね 100 時間又は発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月あたり概ね 80 時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

*2 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 360 時間以内と規定されている。

指 摘

厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間 360 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI 技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。

(3) 職員配置におけるリスク

- ◆学校教育課では勤続年数の短い職員が見受けられるが、業務を行うにあたって技術・知識の継承などは適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 普段から職員間の情報共有を密に行い、引継ぎが確実に行われるよう努めている。
業務マニュアルについても、日常的に業務が多忙な中ではあるが、引き続き整備を進め、勤続年数が短い職員が問題なく業務を執行できる体制づくりに努める必要がある。

(4) 学校における事務処理等における内部統制上のリスク

- ◆小中学校における財務に関する事務等を共同処理するため、市内の小中学校を地域ごとに6ブロックに分け、各ブロックの1校に共同学校事務室を設置している。
共同学校事務室における共同事務が適正に実施されるよう、学校教育課として内部統制に努めているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 共同学校事務室はブロック内の学校事務職員で構成されるが、その中から1人を室長としている。
月に1回程度開催される共同学校事務室長会議において、学校教育課の職員が出席し、教育委員会からの指示伝達や各種調整を行うとともに、共同学校事務室や各学校から出された事務処理上の懸案事項等についての対応検討や指導を行っている。また会議以外においても、随時共同学校事務室を通じて指導等を行っている。

意見

- ① 各学校において適正な会計事務処理が行われるためには、学校や共同学校事務室の職員の会計等に関する知識の集積が重要である。そのためにも、会計管理課と連携し、会計事務等に関する研修を共同学校事務室等に対して実施するなどし、学校における適正な会計事務等の執行に取り組むこと。
- ② 共同学校事務室で確認された課題等については、学校間の不均衡を防ぐためにも、対応が必要なものについては予算化の判断材料として活用できるよう、共同学校事務室を通じた適切な情報把握に努めること。
- ③ 各学校において使用されている書類等の様式については、市長部局等で使用されているものと記載内容や方法が異なるものがあるなど、その統一性に課題がある状況が見受けられる。必要に応じて様式の統一を図り、学校における事務執行がより適正に行われるよう取り組むこと。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘

業務委託における履行確認の適正実施について【合規性の視点】

業務委託において、履行確認が職員の確認印のみで行われている事例が見受けられた。本来必要である業者からの業務完了報告書について仕様書に記載し、適切な履行確認が行われるよう改めること。

意 見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。

② 小中学校における教職員の働き方改革について【効率性の視点・有効性の視点】

ア 小中学校においては、児童生徒の不登校や特別支援の対応など教職員が担う役割が非常に多くなっており、教職員の働き方改革の推進が急務となっている。学校業務アシスタントの各学校への配置や、ICT技術の新たな活用などにより、教職員の業務負担の軽減を図っているが、引き続き教育委員会の各所属とも連携し、教職員の働き方改革について効果的な取り組みを行うこと。

イ 各学校に配置されている学校業務アシスタントについては、学校現場での業務の検証や教職員からの要望等を適切に把握し、有効な活用方法について学校に周知するとともに、欠員が生じることのないよう適切な配置に努めること。

ウ 小中学校における教職員を対象としたストレスチェックを実施しているが、学校現場におけるメンタルを原因とした休職を防ぐためにも、ストレスチェックの結果からストレスの原因や傾向について学校教育課で適切に把握したうえで学校とも情報共有を図り、職員配置や労務管理の面でも有効活用に努めること。

③ 小中学校における給食事業について【有効性の視点】

ア 令和4年度から学校給食費が公会計化されたことにより、学校における給食費の徴収・管理業務がなくなったことで、教職員の負担は減少している。

その一方で、新たに市の債権として位置付けられたことから、今後は市の歳入として債権管理を行っていく必要があり、令和4年度から新たに再任用職員を配置し、徴収や滞納整理業務に従事させるなど体制を整備している。

また令和5年度からは、学校給食センターが稼働し、中学校における給食が開始された。開始にあたっては大きな問題も生じず、スムーズなスタートが切れたとのことである。

今後も引き続き、食育の観点からも適切な学校給食事業を進めるとともに、給食費の公会計化に伴う適切な債権管理に取り組むこと。

イ プロポーザルによる契約を行っている小学校の給食調理業務委託において、業者選定時の各業者の財務状況を分析するための業務委託を実施しているが、財務状況分析の結果を基にして職員が業者の経営状況を見ることができ知識も必要と考える。様々な研修を受講するなどして知識の習得に努め、業者の都合により突然給食が提供できなくなるような事態が生じることのないよう、より適正な業務委託に取り組むこと。

ウ 学校給食費の公会計化に際して生じる債権管理業務においては、必要に応じて収納推進課と情報共有するとともに、早期の滞納整理に努めること。

エ 小学校の給食調理においては、直営・委託に関わらず人材の確保は重要な課題である。給食調理員の配置等を所管している教育総務課とも連携を図り、調理現場において適切な業務執行が行われるよう、環境整備のための取り組みを行うこと。

教育委員会 人権・同和教育課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
対象部局 教育委員会 人権・同和教育課
対象年度 令和4年度
対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
実施場所 四日市市役所 監査委員室
監査期間 令和5年11月8日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会人権・同和教育課の主な業務内容及び職員数（令和5年9月1日現在）は、次のとおりである。

【人権・同和教育課】

人権・同和教育課 職員11人 会計年度任用5人	(1) 学校人権・同和教育に関する計画・立案・評価に関すること。
	(2) 学校人権・同和教育の推進に関すること。
	(3) 学校人権・同和教育に係る関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
	(4) 課の庶務に関すること。

第3 監査の着眼点

- 1 想定されるリスクからの着眼点
事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。
 - (1) リスク評価チェックリストの検証
 - (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
 - (3) 職員配置におけるリスク
 - (4) 委託事業における検証のリスク

- 2 3 E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点
事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、情報管理、組織・人員等において点数が高く、全体的にリスクは平均的な評価となった。事前調査の結果、文書管理等において一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
支出事務	歳出予算の執行を行っているか。	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	1 / 6	○
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか。	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	4 / 4	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員 9 人に対して、1 人が年間 360 時間を超える時間外勤務(*1)を行っていた。

*1「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1 年の時間外勤務の上限は、原則として 360 時間以内と規定されている。

意見

時間外勤務が年間 360 時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI 技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に努めること。

(3) 職員配置におけるリスク

- ◆教員の配置において、勤続年数の短い職員が多く見受けられるが、知識や経験が継承されているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 人権・同和教育課に配属の教員は、各学校の人権教育推進委員や人権教育リーダー研修の受講者など人権教育に対して知識や経験を有している。毎月 1 回指導主事会議を行うことにより業務内容を共有し、認識を高めている。

- ◆事務職が管理職 1 人の職場であり、その職員に業務の負担が集中していないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- △ 会計年度任用職員 1 人が事務補助を行い、その確認や主要な事務を事務職の管理職が行っている。また休日に開催される行事の準備を平日に行う事務以外の業務もあり、事務事業の集中が見られる。

意見

所属長は行政職員の業務内容を把握し、行政職員に業務の偏りがないう平準化に努めること。

(4) 委託事業における検証のリスク

- ◆委託事業の検証及び履行確認は適正になされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 人権プラザと協働で実施している子ども人権文化創造事業は、提案型の委託事業であり、8 事業が実施されたところである。そのうち 1 事業について、決算書の添付が

もれていた。業務完了報告の点検については、添付書類や事業目的の達成等の確認を行い、事業費投入に対する説明責任を果たす必要がある。

指 摘

委託経費の変更において、仕様書に「需用費（消耗品費）は、委託料総額の20%程度までとする。」と明記しており、変更により20%超になったものの軽微な変更とみなし承認したが、協議内容を記録に残していなかった。また、委託料の減額の精算が行われたが、その積算根拠となる収支決算書は添付が漏れていた。内容の証拠書類であるため今後必ず残し、委託仕様書に定める添付書類は十分チェックすること。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見

① 内部事務管理について【法規性の視点】

ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。

イ 復命書の作成がなされていない事例があったが、出張を証明するだけでなく課内での情報共有につなげるためにも必ず作成すること。

② メディア・リテラシー養成を通じた人権教育推進事業について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

ア 小学3年生、中学2年生を対象にインターネット上で発生するいじめや差別などの人権侵害を解消するため、メディア・リテラシーを題材とした出前授業を行っている。情報を正しく見極め、他部局作成の啓発リーフレット等も活用しながら、全庁一丸となって引き続き人権に配慮できるようメディア・リテラシー養成を通じた人権教育の推進を行うこと。

イ 人権教育に関する出前授業の実施やオンラインによる授業の実施について、今後も継続して取り組み、結果の検証や実効性の確認を行うこと。

③ 教育課題の支援体制について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

人権・同和教育課は、本課の他に人権プラザ勤務の職員や人権センターとの兼務職員で構成され、人権プラザ（総務部）の業務のうち、学校や家庭における教育に関する問題については、人権プラザ配置の指導主事が主に対応している。引き続き情報の共有を図りつつ、所属長は職員の状況を把握し、支援体制を堅持すること。

④ 保育園・幼稚園・こども園職員の研修について【有効性の視点】

人権・同和教育課が主催する教職員に向けた研修会等に、小中学校の教職員だけでなく、園の職員も受講できるよう対応している。人権保育、人権教育の推進のために、幼少期からの人権意識の形成が大切なことから、引き続き職員研修についてこども未来部との連携、情報共有を進めること。

⑤ 人権教育について【有効性の視点】

社会や歴史の授業において人権の歴史に触れるなど、様々な教育活動の中に人権教育を位置付けることで、授業を通して子どもたちの人権意識の高まりが期待できる。そのため、教育委員会内で連携を深めながら、学校への働きかけを継続すること。

⑥ 四日市人権・同和教育研究会事業について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

ア 人権・同和教育課が事業費補助を行う四日市人権・同和教育研究会について、蓄積された成果を市民へ周知を行うとともに、時代に応じた内容の付加等についても協議し、本市の人権教育の歴史を後世に引き継ぐよう努めること。

イ 四日市人権・同和教育研究会事業において、教職員同様に同和行政推進監に対しても役割分担を通じ、積極的な関与を働きかけること。

⑦ 地域の児童生徒の自主自立支援について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

ア 子ども人権文化創造事業委託においてキッズ・スクール活動や子どもの居場所づくり活動は非常に重要な取り組みであり、人権プラザを広く活用しながら時代や地域に適応した施策展開をすること。

イ 自己実現支援事業において時代の変遷とともに事業のあり方を変えていく必要があり、人権同和施策を担っていく立場として時代に適応した展開を図るよう検討すること。

⑧ 公有財産の管理について【効率性の視点】

人権プラザ等の一部において、人権・同和教育課が公有財産の管理を行っている。教育的な施設として過去からの経緯があるものの、総務部が一括して維持管理の責務を担った方がよいことから総務部と一括管理について検討すること。

教育委員会 指導課

第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）

2 監査の対象

監査対象部局 教育委員会 指導課

対象年度 令和4年度

監査対象事項 財務事務等

3 監査の実施場所及び監査期間

実施場所 四日市市役所 監査委員室

監査期間 令和5年11月9日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会指導課の主な業務内容及び職員数（令和5年9月1日現在）は、次のとおりである。

【指導課】

指導課 職員1人	(1) 学校教育の指導助言に関すること。
指導第一係 職員9人	(2) 教育課程に関すること。
会計年度任用4人	(3) 教科書その他教材の取扱に関すること。
英語指導員15人	(4) 教育指導に関する資料の作成、刊行に関すること。
指導第二係 職員7人	(5) 生徒指導に係る指導助言に関すること。
会計年度任用3人	(6) 生徒指導に係る調査及び報告に関すること。
	(7) 児童、生徒の非行防止事業に関すること。
	(8) 生徒指導に係る相談業務に関すること。
	(9) 生徒指導に係る事務の保護矯正機関との連絡調整に関すること。
	(10) 課の庶務に関すること。

(職員17人、会計年度任用職員7人、英語指導員15人)

第3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 個人情報の取り扱いにおけるリスク
- (4) 所属を超えた情報共有におけるリスク

2 3 E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点
事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、契約事務、情報管理、組織・人員等において点数が高く、全体的にリスクは平均的な評価となった。事前調査の結果、支出事務、人事管理について、一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
契約事務	プロポーザルによる契約又は特定の地域活動組織との継続的な契約を締結しているか。	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク 委託事業の仕様が不明確なものになり事業目的が達成されないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を扱っているか。	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	6 / 6	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか。	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	時間外勤務を多く行っているか。	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	4 / 6	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員15人のうち、10人が年間360時間を超える時間外勤務(*1)を行っていた。

*1 「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

意見

時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、定期的な年休取得や働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。

(3) 個人情報の取り扱いにおけるリスク

- ◆生徒指導業務を行う中で、多くの個人情報を取り扱っているが、紛失等が起これないように、適切に管理がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 個人情報が含まれている書類については、鍵のかかる書庫で保管し、電子データについては、保存先のフォルダにパスワードを設定することで、個人情報の漏洩、紛失等が起これないように管理を行っている。

なお、会議等で使用するために個人情報を持ち出す際には、書類が見えないようファイルに入れ、紛失等が起これないように管理を行っている。

評価

個人情報の含まれる電子データについては、パスワード設定を行い、適切に管理を行っている。今後も継続して管理を行うとともに、パスワードについては随時変更していくこと。

(4) 所属を超えた情報共有におけるリスク

- ◆学校教育に関すること、生徒指導に関すること等においては、指導課内だけではなく、教育委員会の他所属や部局を超えて情報を共有し、対応を行う必要があるが、所属間の連携は取れているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 教育委員会内では、課長、課長補佐、各業務担当がそれぞれ会議を行うことで情報の共有を図っている。また、随時必要であれば担当同士で連絡を取り合うことで連携を行うことができている。また、生徒指導関係では、こども未来部の担当も入ることで補導の状況及び問題行動の情報の共有を行い、連携を図っている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果 意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。

② 電子教材を活用した学力の育成について【住民福祉の向上の視点】

ア 指導課では、全中学校及び登校サポートセンターに学習支援教材「学んでE-net！」を配備しているが、いろんな学習支援教材について教育という専門的な視点から活用方法や効果について検証及び研究し小学校への拡充についても検討すること。

イ 全国学力・学習状況調査における本市の結果については、全国の平均正答数と比較すると上回っている、もしくは同程度となっている。今後も結果の分析はもちろん、電子教材の有効的な活用方法等を研究し、児童・生徒の学力の育成及び定着に向けた検討を行っていくこと。

③ スクールカウンセラー等と学校の連携について【住民福祉の向上の視点】

不登校傾向や家庭環境等に係る問題等における支援のために、スクールカウンセラー等を派遣している。スクールカウンセラー等と学校が連携し、それぞれの児童・生徒に寄り添った支援方法の検討を行っていくこと。

④ 部活動指導における指導員及び協力員の配置について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】

部活動指導員及び部活動協力員を配置することで、部活動の充実及び生徒の見守りを行いながら教員の勤務時間の削減を行っている。また、再任用の教員や非常勤講師に依頼し、教育的観点をもって部活動を実施することも重要である。生徒が入部したい部活動を選択でき、かつワーク・ライフ・バランスの観点から、教員の勤務時間の削減にもつながり、部活動中の事故などが起こらないよう、部活動指導員及び部活動協力員の配置等について、引き続き検討を行っていくこと。

- ⑤ 部活動の地域移行について【有効性の視点】
部活動の地域移行については、総合型スポーツクラブとの連携では市内全域を網羅できるわけではない。その中で、地域にいる部活動指導を行いたい人材を探すツールを検討し、人材が確保できるよう努めていくこと。
- ⑥ 行政施策の浸透について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】
当課の指導主事は学校現場及び行政のどちらも知る職員であることから、必要な行政施策が学校現場や児童・生徒に浸透するような方法を引き続き検討を行っていくこと。
- ⑦ 小学校高学年の教科担任制について【住民福祉の向上の視点】
教科担任制とすることで、一つのクラスを複数の教員が見られるということは教員及び児童それぞれにメリットがある。今後もノウハウを蓄積しながら各学校で共有し、よりよい学校運営ができるよう継続的に効果検証をしていくこと。
- ⑧ 通学路の交通安全確保について【住民福祉の向上の視点】
通学路の交通安全確保については、指導課が国や警察、都市整備部等の関係部局と連携が取れるようマネジメントを行い、スピード感をもって危険箇所の改善に取り組むこと。また、通学路の危険箇所については、現状が把握でき、関係部局や保護者等を含め共通認識が持てるようなGISの活用方法を検討すること。
- ⑨ 業務委託契約の履行確認について【法規性の視点】
委託契約期間の中で、仕様書のとおり業務が実施されているかを完了報告書等の確認だけでなく、現場に行くなどして履行の確認を行うこと。
- ⑩ 現金等の適正な取り扱いについて【法規性の視点】
英語指導員の報酬や生徒指導緊急対応で現金を取り扱っているため、銀行への振り込みや管理について、事故が生じることのないよう取り扱いには十分留意すること。

教育委員会 教育支援課

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 対象部局 教育委員会 教育支援課
 - 対象年度 令和4年度
 - 対象事項 財務事務等
- 3 監査の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和5年11月8日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

教育委員会教育支援課の主な業務内容及び職員数（令和5年9月1日現在）は、次のとおりである。

【教育支援課】

教育支援課 職員1人	(1) 教育関係職員の研修に関する事。
	(2) 教育用コンピュータ機器の整備及び運用支援に関する事。
研修・研究グループ 職員7人	(3) 教育課題に係る調査及び研究に関する事。
会計年度任用3人	(4) 三泗教育研修運営委員会に関する事。
	(5) 就学支援及び特別支援教育に関する事。
	(6) 教育相談に関する事。
特別支援教育・相談グループ 職員7人	(7) 不登校児童生徒の適応指導に関する事。
会計年度任用3人	(8) 四日市市立教育センター及び四日市市立視聴覚センターに関する事。
	(9) その他教育に関する調査及び研究並びに研修に関する事。
	(10) 登校サポートセンターに関する事。
	(11) 課の庶務に関する事。

登校サポートセンター 職員 2 人 会計年度任用 7 人	(1) 不登校児童生徒支援に関すること。
	(2) ふれあい教室及びわくわく教室の整備及び運営に関すること。
	(3) 不登校児童生徒支援ボランティア事業に関すること。
	(4) その他センターの整備及び運営に関すること。

(職員 17 人、会計年度任用職員 13 人)

第 3 監査の着眼点

1 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (3) 職員配置におけるリスク
- (4) 学校における個人情報の管理におけるリスク

2 3 E (経済性、効率性、有効性)・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第 4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査の結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、支出事務、情報管理等において点数が高く、全体的にはリスクは平均的な評価となった。事前調査の結果、文書管理等において一部事務処理誤りが見受けられた。

リスク評価チェックリストの該当項目

(評点が 4 点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○)

チェック項目	想定されるリスク	評点	発現
支出事務	歳出予算の執行を行っているか 不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	6 / 6	

財産管理	公有財産を所管しているか	土地、建物、工作物が安全に使用できないリスク 保有コストに見合う効果がないリスク 有効活用されないリスク	4 / 4	
情報管理	個人情報を取扱っているか	個人情報の漏えいや目的外使用、データの改ざん、滅失等のリスク	6 / 6	
組織・人員	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキルが継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4 / 4	
	時間外勤務を多く行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク 特定の職員に時間外勤務が偏ることにより、業務が停滞するリスク	4 / 6	○

(評点/リスク最大時評点)

(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性 (○予防策あり、△可能性あり、×発現)

- × 時間外勤務対象職員13人のうち、4人が年間360時間を超える時間外勤務(*)を行っていた。

*「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

意見

時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に努めること。

(3) 職員配置におけるリスク

- ◆教育支援課では勤続年数の短い職員が見受けられるが、業務を行うにあたって技術・知識の継承などは適切に行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 可能な業務は2人体制をとり、また相談記録等については後でも確認できるよう適切な保存を行うなど、業務がスムーズに継承されるよう努めている。

また、特別支援教育等に関しては、学校勤務時から同様の業務に携わってきた教員が配置されることが多く、継続的に業務が行えるような体制となっている。

- ◆教育支援課の正職員のうち、そのほとんどが学校籍の教員であり、行政職員1人のみである。業務執行や引き継ぎ等において支障は生じていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 同じグループ内にパートタイムの会計年度任用職員が配置され、庶務や経理関係の補助を行っている。また、歴代の行政職員が、業務執行上の注意点などを整理し、適切な業務が執行できるような引き継ぎが行われている。

今後も、業務執行に支障が生じることがないように、適切な引き継ぎ等を行うとともに、行政職員が担う業務の一部を学校籍の職員も担当するなど、行政職員が1人しか在籍しない職場のリスク軽減に努める必要がある。

(4) 学校における個人情報の管理におけるリスク

- ◆小中学校においては、児童生徒の個人情報を大量に管理しているが、近年のICT技術の活用推進に伴い、個人情報をデータ上で管理することも増えている。教育支援課として、学校において個人情報が適切に管理されるような取り組みは行われているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 四日市市立小中学校教育情報システム運用規程を作成し、学校へ周知している。内容に変更が生じた場合にも、学校掲示板などを通じて内容周知を図っている。

小中学校における相談支援ファイルが、対象児童生徒の家庭内で紛失する事例が生じたとのことである。

意見

- ① 相談支援ファイルについては、記録の保存などは行われておらず、ファイルの紛失があると貴重な情報が喪失することになる。家庭に置く期間を短くするなど、各学校に対応を求めているとのことであるが、引き続きファイルの紛失を防ぐ方法について研究し、適切な情報管理に努めること。

- ② 相談支援ファイルの紛失を防ぐという観点からも、GIGAスクール構想の推進の中において、情報のセキュリティ管理に十分留意したうえで、ファイルのデジタル化についても検討を行うこと。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で事務処理誤りが見受けられた。職員の業務に関する知識不足や単純なミスが発生を防ぎ、所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能するよう、所属長は引き続き定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。

② ICT技術活用の推進について【効率性の視点・有効性の視点】

ア 国のGIGAスクール構想を受け、児童生徒に1人1台のタブレットが配備され、授業や家庭学習においてICT技術の活用が進んでいる。引き続き各学校への適切な支援を実施するとともに、新たな機能の導入などについても情報収集に努め、AI等も含めたICT技術の効果的な活用を推進すること。

併せて、教職員の負担軽減につながるようなICT技術の活用についても、積極的に取り組むこと。

イ ICT技術の活用を小中学校で推進するにあたり、GIGAスクールアドバイザーの活用などを通じて、教職員の負担軽減を図るとともに、学校間で格差が生じることのないよう取り組むこと。

ウ ICT技術を活用したタブレットへの授業の配信等については、不登校である児童生徒に対する学びの保証に有効な手段の1つである。また障害がある児童生徒に対しては、その特性に応じたICT技術の有効な活用が重要である。こうしたICT技術の活用方法に学校によって違いがあることで、子どもにとって学校間で格差が生じることにならないよう、教育委員会で活用方法等について整理をして学校現場への周知を図ること。

エ GIGAスクール構想の推進にあたり、小中学校にICT活用実践推進校を設け、個別学習の有効性を研究しているが、推進校以外の学校への横展開も含めて検証を行い、市内の小中学校における基本的な水準の確保を図ること。

③ 不登校児童生徒への対応について【有効性の視点】

ア 近年、不登校の児童生徒数は増加しており、登校サポートセンターを中心に各学校と連携して不登校の児童生徒への支援にあたっている。今後予定されている中学校の校内ふれあい教室の拡充に合わせ、必要な講師の確保・配置を行うなど、不登校の児童生徒への対応をさらに充実させていくこと。

イ 校内ふれあい教室の中学校への拡充に伴う専任教員の配置にあたっては、そのカバーを行う非常勤講師等の人材確保の面で大きな課題がある。不登校児童生徒への対応を充実させていく観点からも、教育委員会内で連携を図り、大学生や教員免許を持ちながら他の仕事をしている人も対象に、四日市市で教員となる魅力を発信し、人材確保につながるような取り組みを進めること。

ウ 不登校支援対策については、登校サポートセンターを中心に各学校のふれあい教室が核となるが、これに加えて官民の連携も非常に重要である。他市のフリースクールへの助成なども参考にしながら、保護者支援も含めて重層的に取り組むこと。

④ 教員の資質・能力の向上について【有効性の視点】

教育課題に対する研究を毎年行っており、その際には国立学校教育政策研究所から講師を招いてアドバイスを受けているとのことである。この研究の報告を学校現場等で有効に活用できるものとするためにも、様々な角度からアドバイスを受けることについても検討を行うこと。

⑤ 教育相談への対応について【住民福祉の向上の視点】

保護者からの教育相談については、近年は特に問題の内容も細分化し、対応が難しいものも多くなっていると思われる。丁寧な対応が教育委員会の信頼にもつながることから、しっかりと柔軟な対応に努めること。